

## 7. 6 動力消防ポンプ設備

### 1 設置基準は令第20条を参照

### 2 動力消防ポンプ設備を設置するための要件

- (1) 動力消防ポンプ設備を操作できる要員を、常に3人以上確保すること。
- (2) 水源は冬季間の積雪時にも常時使用できるよう措置を講じること。
- (3) 屋内消火栓設備の代替とする場合は、地階及び3階以上は対象にならない。
- (4) 水 源
  - ア 地盤面下に設けられている水源は、地盤面の高さから4.4m以内の水源を有効水量とすること。
  - イ 流水を用いる場合は、0.8立方メートル毎分の流水を20立方メートルの水量に換算する。
  - ウ 池、沼等を用いる場合は、減水した場合の措置が必要

### 3 令第20条第2項の倍読み規定について

#### 7. 2 屋内消火栓設備3を参照